

令和7年12月定例会

提出議案（概要）

- 議案第145号
北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について . . . P 2
- 議案第146号
北九州市職員の給与に関する条例等の一部改正について . . . P 3
- 議案第147号
北九州市職員退職手当支給条例の一部改正について . . . P 5
- 議案第148号
北九州市旅費条例の一部改正について . . . P 6
- 議案第149号
北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について . . . P 7
- 議案第164号
公有水面埋立てによる土地確認について . . . P 8
- 議案第165号
町の区域の変更について . . . P 8

総務市民局

議案第145号

「北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正について」

1 議案提出理由

職員の多様で柔軟な働き方をより一層推進することを目的にフレックスタイム制を導入するため、関係規定を改めるもの。

2 改正内容

(1) 1週間当たりの勤務時間を算定する期間の拡充

現 行	改正後
1週間について38時間45分を超えない範囲内	4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分の範囲内

(2) 休憩時間の一斉付与の例外的追加

現 行	改正後
職務の性質により必要があるとき、又は職務の遂行上特別の必要があるとき	職務の性質により必要があるとき、職務の遂行上特別の必要があるとき、又は <u>職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であるとき</u>

(3) 勤務時間を割り振らない日の設定

任命権者は、職員の申告を考慮して、週休日のほかに勤務時間を割り振らない日を設けることができる。

(4) 勤務時間の割振りの柔軟化

任命権者は、職員の申告を考慮して、4週間を超えない期間につき1週間当たり38時間45分の範囲内となるように勤務時間を割り振ることができる。

3 施行期日（関係法令など）

令和8年4月1日

議案第146号

「北九州市職員の給与に関する条例等の一部改正について」

1 議案提出理由

本市人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告、国及び他の地方公共団体の職員の給与等を考慮し、給料表の改定等を行うため、関係規定を改めるもの。

2 関係条例

(1) 北九州市職員の給与に関する条例

(2) 北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

3 改正内容

(1) 北九州市職員の給与に関する条例

ア 給料表の改定（給与改定率 3.03%）

人事院勧告における同種俸給表の改定傾向等を考慮し、初任給を始めとした若年層に重点を置くとともに、中堅層や高齢層にも一定配慮した、全体的な改定を行う。

イ 初任給調整手当の改定

医療職給料表（1）の適用を受ける職員（医師、歯科医師）に対する支給月額の限度額を310,000円から310,800円に改定する。

ウ 通勤手当の改定

使用距離が「片道10km以上15km未満」から「片道60km以上」までの区分に係る自動車等使用者に対する手当額を200円から7,100円引き上げる改定を行う。

エ 宿日直手当の改定

宿日直業務を行う職員に対して支給する宿日直手当の限度額を改定する。

オ 定年前再任用短時間勤務職員の給料の月額改定

給料表の改定に伴い、定年前再任用短時間勤務職員に適用される基準給料月額を改定する。

カ 地域手当の改正

地域手当の支給割合に係る特例措置（当分の間3%）を令和8年3月31日をもって終了する。

(2) 北九州市職員の給与に関する条例（令和8年4月1日施行）

ア 通勤手当の改正

（ア）自動車等使用者に対する手当額の改定

月額 66,400 円を超えない範囲内で自動車等の使用距離に応じて規則で定める額を支給するために、関係規定を改める。

（イ）新幹線鉄道等の利用に係る通勤手当の新設

公署を異にする異動に伴い、通勤のため新幹線鉄道等の特別急行列車を利用することとなった職員に対し、その利用に係る特別料金等の利用に係る料金に相当する額を支給するため、関係規定を改める。

（ウ）駐車場等の利用に係る手当の新設

自動車等を使用する者のうち、駐車場等を利用する職員に対し、月額 5,000 円を超えない範囲内で駐車場等の料金に相当する額を支給するため、関係規定を改める。

（エ）支給限度額の引上げ

通勤手当に係る支給限度額を月額 55,000 円から月額 150,000 円とするため、関係規定を改める。

イ 勤勉手当の改正

勤勉手当基礎額から扶養手当を除き、その原資を用いて勤務成績に応じた加算を行うこととするため、関係規定を改める。

(3) 北九州市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例

給料表の改定に伴い、経過措置として定める暫定再任用職員の給料月額の改定を行う。

4 施行期日

3（1）オ及びカは公布の日

3（1）アからエまで及び（3）は、規則で定める日（令和7年4月1日）

3（2）は、令和8年4月1日

議案第147号

「北九州市職員退職手当支給条例の一部改正について」

1 議案提出理由

定年前に退職する意思を有する職員の募集の対象となる職員の年齢を上げるため、関係規定を改めるもの。

2 改正内容

定年前に退職する意思を有する職員の募集の対象となる職員の年齢を上げる。

現 行	改正後
45歳以上57歳未満	規則で定める年齢

(参考)

規則において、対象年齢を「50歳以上57歳未満」と規定するもの。

3 施行期日

公布の日

議案第148号

「北九州市旅費条例の一部改正について」

1 議案提出理由

国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正を踏まえ、旅費の計算等に係る規定を簡素化する等のため、関係規定を改めるもの。

2 改正内容

(1) 出張の定義の変更

出張の定義に、旅行命令権者が認める場合には、住所、居所その他旅行命令権者が認める場所を離れて旅行することを加える。

(2) 旅行役務提供者への支払

旅行者に対する旅費の支給に代えて、旅行役務提供者に対し、旅費に相当する金額を支払うことができることとする。

(3) 旅費の計算に係る規定の簡素化

旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして規則で定める種目及び内容に基づき、計算することとする。

(4) 旅費の返納

任命権者は、旅行者等が条例等の規定に違反して旅費の支給等を受けた場合には当該旅費等を返納させるとともに、当該旅費の返納に代えて、旅行者の給与等から当該旅費に相当する金額を差し引くことができることとする。

3 施行期日

令和8年4月1日

議案第149号

「北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について」

1 議案提出理由

北九州市立折尾東部総合食料品小売センターは、食料品その他日用品を販売させることにより市民の消費生活の安定を図ることを目的とし、市営住宅「折尾東市場団地」の1階部分に、昭和48年4月20日に開設した。

設置初年には13店舗の入居店舗があり、昭和53年には小売センターの改築を行い33店舗の入居店舗があった。しかし、昭和50年から昭和62年にかけて周辺地域に複合大型店舗やコンビニエンス型店舗が出店したことにより、公設市場の店舗減少、売上高の低下に繋がり、市場全体として衰退の傾向が示されていた。

その後、入居店舗の募集を行うが、店舗の確保が困難な状況が継続し、平成20年8月からは1店舗のみの入店となっていた。また、市営住宅の耐震補強工事を行っておらず、施設の老朽化が進んでいる状況があった。

令和7年8月に、唯一の入居店舗から退去の申し入れがあったため、北九州市立折尾東部総合食料品小売センターを廃止するもの。

2 改正内容

「北九州市産業観光施設の設置及び管理に関する条例」の産業観光施設一覧（別表第1及び別表第2）から総合食料品小売センターを削除

3 施行期日（関係法令など）

公布の日

議案第164号 「公有水面埋立てによる土地確認について」

議案第165号 「町の区域の変更について」

1 議案提出理由

公有水面埋立工事により造成された土地が、市の区域内に新たに生じた土地であることを確認し、併せて当該土地を隣接する町の区域に編入するもの。

2 議案内容

土地の所在地	町の区域	面積
北九州市若松区響町一丁目94の1、94の3、94の4、94の5、104の1、104の11、129、131地先	若松区響町一丁目	3万6,758.32㎡

3 関係法令

土地確認・・・地方自治法第9条の5第1項

町区域編入・・・地方自治法第260条第1項

【地方自治法（抜粋）】

第9条の5 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

若松区響町一丁目地先埋立地付近図

